

安城市国内交流事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内都市と教育、文化、産業等における交流を通じて相互の理解を深め、発展を目指すことを目的として実施する事業に対して、予算の範囲内で交付する安城市国内交流事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、安城市内に住所を有する5名以上の者で構成され、かつ、規約等を有し、安城市内で活動している団体のうち、第6条第3項若しくは同条第4項により選定されたもの又は第7条第3項により安城市長に相当と判定されたものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、対象団体が次に掲げる市区町村（以下「交流都市」という。）内で活動する団体（以下「交流団体」という。）と交流都市又は安城市内において行う交流事業であって、別表第1に掲げるものとする。

- (1) 安城市と災害時における相互応援に関する協定を締結している市町村（愛知県内の市町村を除く。）
- (2) 安城市と市民の交流の促進に関し、協定を締結している市町村

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する交流事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) その他安城市長が適当でないと認めるもの

(補助条件)

第4条 一の対象団体が申請できる交流事業は、1年度につき1事業（交流都市及び安城市の両地域内で行われる交流事業であって、安城市長が一連として行われるものとして認めたものを含む。）までとする。

2 対象団体が同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助金を交付しない。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 交流事業に係る補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(選定)

第6条 安城市長は、対象団体を、期間を定めて募集するものとする。

2 前項の募集に応じようとする団体は、国内交流事業費補助金対象団体認定申込書（別記様式。以下「認定申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、安城市長に提出するものとする。

(1) 規約、会員名簿等団体の活動内容が分かる書類

(2) 事業計画書、収支予算書等実施しようとする交流事業の内容及び金額が分かる書類

3 安城市長は、第1項の募集に応じた団体のうち適当と認めるものを対象団体として選定する。この場合において、提出のあった認定申込書に記載された補助金交付申請予定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、抽選により対象団体を選定するものとする。

4 前項の抽選の結果選定されなかった団体には、抽選により補欠の順位を付し、対象団体の交付申請等の状況により、当該選定されなかった団体にも補助金の交付が可能となったときは、その順位に応じ、当該選定されなかった団体のうち適当と認めるものを対象団体に選定する。

(交付申請)

第7条 対象団体は、補助金の交付を申請する場合は、規則第4条の補助金等交付申請書を、安城市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請額は、認定申込書に記載した補助金交付申請予定額を超えてはならない。

2 前条第4項の選定されなかった団体がない場合（選定されなかった団体が同項の規定により全て対象団体に選定された場合を含む。）において、補助金の交付が可能となったときは、同条第1項の募集に応じた団体以外の団体であっても、随時、前項の申請をすることができる。この場合において、補助金等交付申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

3 前項の申請があったときは、安城市長は、当該申請をした団体について、対象団体として適当であるか否かの判定を行う。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「補助決定団体」という。）が、当該事業の計画を変更する場合（廃止し、又は中止する場合を含む。）は、

直ちに安城市長に規則第7条第1項の補助事業等計画変更申請書に変更後の収支予算書を添えて、提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定団体は、交流事業が完了したときは、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に支出の内訳が分かる領収書の写し及び写真等交流内容の分かる書類を添えて安城市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、安城市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の安城市国内交流事業費補助金交付要綱別記様式による用紙は、改正後の安城市国内交流事業費補助金交付要綱別紙様式によるものとみなす。

別表第1（第3条関係）

<p>交流事業</p>	<p>安城市内に住所を有する者及び交流都市に住所を有する者それぞれ5名以上の者が参加する教育、文化、産業等における交流事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) スポーツを通じた交流</p> <p>(2) 音楽、演劇等を通じた交流</p> <p>(3) 地域振興に係る交流</p> <p>(4) 防災に関する意見交換会等</p> <p>(5) その他安城市長が特に認めたもの</p>
-------------	--

別表第2（第5条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 対象団体が交流都市へ移動するのに要する交通費（鉄道運賃（特急料金（グリーン料金を除く。）を含む。）、バス運賃、貸切バス借上料又は自家用車使用時のガソリン代及び高速道路料金をいう。）</p> <p>(2) 対象団体が交流都市に資器材を運搬するのに要する費用</p> <p>(3) 交流事業における会場、施設等の使用料</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は切捨て）</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1事業につき10万円</p>

別記様式（第6条関係）

国内交流事業費補助金対象団体認定申込書

年 月 日

団体名	会員数 名
住所 〒	
代表者名	連絡先電話番号
担当者名	連絡先電話番号
補助金交付申請予定額	
交流事業名	
事業実施日	
交流相手先	
添付資料 ①団体規約等 ②会員名簿等 ③事業計画書等 ④収支予算書等 ⑤補助対象経費の見積書の写し等	
備考	